

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の概要

1 補正予算計上額 260億円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室)
ただし、各省等に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 総合対策を実施する地方公共団体

(2) 配分方法: 地方公共団体が策定する総合対策実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と単独事業の所要経費の合計額とし、人口・第一次産業就業者比率・高齢者比率・財政力指数等の外形基準に基づいて算出される額を上限とする。

○(都道府県分) 15億円程度(概ね1団体当たり 1,500万円~5,000万円程度)
○(市町村分) 245億円程度(概ね1団体当たり 500万円~3,000万円程度)

※不交付団体には交付しない

○財政力の弱い小規模団体に配慮

○原油高騰の影響が特に大きい離島や寒冷地に配慮

4 使途 総合対策実施計画に計上された事業(例:原油高騰対策、強い農林水産業の創出対策、中小企業の活力向上対策、防災対策等)に充当